

# 仙台市農業集落排水設備水洗化工事資金融資あっせん要綱実施細目

(平成12年3月28日農政部長決裁)

仙台市農業集落排水設備水洗化工事資金融資あっせん要綱の具体的取扱方法、手続き等について、次のように定める。

## 第1条関係（取扱金融機関）

取扱金融機関は、七十七銀行、仙台銀行、仙台農業協同組合、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫の本店又は支店で仙台市内に所在するものとする。

## 第2条関係（あっせんの対象）

あっせんの対象者（以下「対象者」という。）は個人とし、居住地を問わず、原則として家屋の所有者とする。

- 1 住宅兼店舗用家屋については、住宅の占有面積が5割以上であるときにのみ、対象とする
- 2 処理区域内となった後、当該区域内において新築及び増築に伴い建築確認を受けた家屋は対象としない。
- 3 あっせん回数は原則として、1人1回とする。ただし、新たに公示された処理区域内に家屋を所有するものは対象とする。
- 4 家屋の所有者が死亡している場合は、当該家屋の相続人とみなされる者を対象者としてすることができる。
- 5 家屋の所有者が、市外居住の場合、所有者の承諾を得た所有者の家族を対象者としてすることができる。
- 6 家主の承諾を得て借家人が改造する場合は、借家人を対象者としてすることができる。
- 7 家屋の所有者が複数の場合は所有者の中の1名を対象者とする。
- 8 要綱第2条に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定する普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税の種別割、都市計画税とする。

## 第3条関係（あっせんの限度額）

あっせんの限度額は、改造する便器の数にかかわらず、1家屋当たり50万円以内の額とする。あっせん額の単位は千円とし、千円未満は切り捨てるものとする。

## 第4条関係（申請）

- 1 申請者の添付書類
  - (1) 様式第1号（市税納付状況の確認に同意しない場合は、市税の滞納がないことの証明書。ただし、申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
  - (2) 印鑑証明書
  - (3) 市県民税の納税証明書及び建物の所有者を確認できる書類（登記簿謄本、不動産売買契約書、固定資産税の納税証明書等）

## 2 連帯保証人の添付書類

- (1) 市県民税の納税証明書
- (2) 印鑑証明書

## 3 その他次に掲げる場合は、それぞれ次に定める書類を添付するものとする。

- (1) 家屋の所有者が死亡している場合、死亡者と申請者の続柄を証明できる戸籍謄本
- (2) 申請日が属する年の1月2日以降に本市に転入した場合、住民票

## 第10条関係（利子補給）

取扱金融機関が解散、合併等により消滅した場合にあっては、債権を引き継いだ金融機関に対して利子補給を行うものとする。

## 第11条関係（損失補償）

取扱金融機関が解散、合併等により消滅した場合にあっては、債権を引き継いだ金融機関に対して損失補償を行うものとする。

### 附 則

（実施期日）

この実施細目は、平成12年4月1日から実施する。

（関係要綱実施細目の廃止）

仙台市農業集落排水設備設置資金融資あっせん要綱実施細目は廃止する。

附 則 （平成14年3月改正）

（実施期日）

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則 （平成17年7月改正）

（実施期日）

この改正は、平成17年7月19日から実施する。

附 則 （平成19年5月7日改正）

（実施期日）

この改正は、平成19年5月7日から実施する。

附 則 （平成31年4月1日改正）

（実施期日）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 （令和2年4月1日改正）

（実施期日）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 （令和4年3月18日改正）

（実施期日）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。